

職員の懲戒処分の公表について

本学教員による暴力行為につき、国立大学法人香川大学職員懲戒規定にもとづき、懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

1. 被処分職員の所属・役職等

大学教育開発センター 准教授（男性 45歳）

2. 処分の年月日

平成23年7月22日（金）

3. 処分の内容

懲戒処分：出勤停止14日（出勤停止中は無給）

4. 処分に係る事案の概要

被処分者は、平成23年2月1日、JRマリンライナー車内において、乗り合わせた女性に対し、足を踏まれたことから争いとなり、暴行を加えた結果、当該女性に左胸部、顔面挫傷等の傷害を負わせたとの容疑で高松地方検察庁へ送検された。

5. 処分の理由

本事案については、勤務外であったこと、被害の程度が比較的軽微であったこと、その後、被害者との示談が成立していることや起訴猶予処分となったことなどを考慮しても、この度の行為は、大学教員として、大学法人の名誉及び信用を著しく損なうものであるため。

6. 処分の経緯

平成23年3月14日 人事審査委員会で審議

平成23年4月25日 人事審査委員会で審議

平成23年5月9日 坂出署が書類送検

平成23年6月1日 高松地方検察庁において起訴猶予処分決定

平成23年6月27日 人事審査委員会で処分案を決定

平成23年7月22日 学長裁定により処分を決定

処分の公表に際して〔学長コメント〕

この度の事件につきましては、学生各位をはじめ地域の皆様から寄せられる信頼を損なうものであり、被害者及び関係者の皆様には心より深くお詫び申し上げます。

本学といたしましては服務規律の一層の徹底を図り、信頼の回復に努め、再びこのようなことが起こらないよう役職員一同、より一層努力してまいります。

以上

➤ 問い合わせ先

香川大学 人事グループ 枝川・岡本

TEL：087-832-1040 FAX：087-832-1054

E-mail：jinjint@jim.ao.kagawa-u.ac.jp